

特定都市河川浸水被害対策法等の
一部を改正する法律案
新旧対照条文

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）（第二条関係）	12
○ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）（第三条関係）	15
○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（第五条関係）	17
○ 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）（附則第七条関係）	30

○ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 流域水害対策計画等 第一節 流域水害対策計画の策定等（第四条―第七条） 第二節 流域水害対策計画に基づく措置（第八条―第十条） 第三節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等（第十一条―第二十九条） 第三章 特定都市河川流域における規制等 第一節 雨水浸透阻害行為の許可等（第三十条―第四十三条） 第二節 保全調整池（第四十四条―第四十七条） 第三節 管理協定（第四十八条―第五十二条） 第四節 貯留機能保全区域（第五十三条―第五十五条） 第五節 浸水被害防止区域（第五十六条―第七十六条） （削除） 第四章 雑則（第七十七条―第八十三条） 第五章 罰則（第八十四条―第八十九条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 流域水害対策計画等 第一節 流域水害対策計画の策定等（第四条・第五条） 第二節 流域水害対策計画に基づく措置（第六条―第八条） （新設） 第三章 特定都市河川流域における規制等 第一節 雨水浸透阻害行為の許可等（第九条―第二十二条） 第二節 保全調整池（第二十三条―第二十六条） 第三節 管理協定（第二十七条―第三十一条） （新設） 第四章 都市洪水想定区域等（第三十二条・第三十三条） 第五章 雑則（第三十四条―第三十七条） 第六章 罰則（第三十八条―第四十二条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者によ

定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2 (略)

3 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水又は雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。以下同じ。）による浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

4 (略)

5 この法律において「下水道管理者」とは、公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）
、同法第二十五条の二十三第三項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。

6 (略)

7 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び

る雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2 (略)

3 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水による浸水（以下「都市洪水」という。）又は一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

4 (略)

5 この法律において「下水道管理者」とは、下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。

6 (略)

7 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び

下水道管理者以外の者が設置するもの（第三十条の許可を受けて行う第三十一条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）をいう。

8 この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第四十四条第一項の規定により指定されるものをいう。

9 (略)

(流域水害対策計画の策定)

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

2 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 (略)

三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（第五十三条第一項及び第五十六条第一項において「都市浸水想定」という。）

五 (略)

八 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

九 第十一条第一項に規定する雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認

下水道管理者以外の者が設置するもの（第九条の許可を受けて行う第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）をいう。

8 この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第二十三条第一項の規定により指定されるものをいう。

9 (略)

(流域水害対策計画の策定)

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下この条及び次条において「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

2 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (新設)

二 (略)

二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
(新設)

三 (略)

六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
(新設)

定に関する基本的事項	
十一 (略)	第四号の区域における土地の利用に関する事項
十二 第十三条第一項に規定する貯留機能保全区域又は第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域の指定の方針	
十三・十四 (略)	
3	前項第八号に掲げる事項には、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における緑地に関する施策(当該緑地における雨水貯留浸透施設の整備その他当該緑地が有する雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させる機能を確保し又は向上させるためのものであつて、浸水被害の防止を目的とするものに限る。)に関する事項を記載することができる。
4	河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、この限りでない。
5	河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
6 (略)	
7	河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第五号及び第六号に掲げる事項については、当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
8	河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第七号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合においては、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
9	河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第八号に掲げる事項
3	河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、この限りでない。
4	河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
5 (略)	
6	河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第三号及び第四号に掲げる事項については、当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
7	河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第五号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合においては、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
7 (新設)	
八・九 (略)	
8 (新設)	
9 (新設)	

項(特定都市河川流域において地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。)については、当該地方公共団体が作成する案に基づいて定めるものとする。	
10 (略)	
11	河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、定期的に、流域水害対策計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、流域水害対策計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
12	第四項から第十項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。
(流域水害対策協議会)	
第六条	第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。
2	流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一	河川管理者等
二	当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者
三	当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者
3	流域水害対策協議会において協議が調った事項については、流域水害対策協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
4	前三項に定めるもののほか、流域水害対策協議会の運営に関し必要な事項は、流域水害対策協議会が定める。
(都道府県流域水害対策協議会)	
第七条	第三条第四項から第六項までの規定及び同条第五項において準
(新設)	
9	第三項から前項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。
(新設)	
8 (新設)	
9 (新設)	

用する同条第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。

2| 都道府県流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一| 河川管理者等

二| 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三| 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域を含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

3| 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流域水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「一次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第三節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

(新設)

第十一條 雨水貯留浸透施設整備計画の認定

(新設)

2| 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 雨水貯留浸透施設の位置

二| 雨水貯留浸透施設の規模

三| 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

四| 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

五| 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

六| その他国土交通省令で定める事項

3| 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。）に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する事項を記載することができ。

4| 雨水貯留浸透施設整備計画は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2| 雨水貯留浸透施設整備計画は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 雨水貯留浸透施設の位置

二| 雨水貯留浸透施設の規模

三| 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

四| 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

五| 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

六| その他国土交通省令で定める事項

3| 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。）に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する事項を記載することができ。

4| 雨水貯留浸透施設整備計画は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

第十二条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一| 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

二| 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三| 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切であること。

四| 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五| 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

2| 都道府県知事等は、前条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をするときは、あらかじめ、当該公共下水道に係る公共下水道管理者に協議し、その同意を得るものとする。

(認定の通知) 第十三条 都道府県知事等は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。 2 都道府県知事は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設が設置されることとなる市町村の長に通知しなければならない。 3 都道府県知事等は、第十一条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該公共下水道に係る公共下水道管理者に通知しなければならない。 (下水道法の特例) 第十七条 雨水貯留浸透施設整備計画(第十一条第三項に規定する事項が記載されたものに限る。)に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、下水道法第十六条の規定による承認があつたものとみなす。 (日本下水道事業団法の特例) 第十八条 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。	
(新設)	(新設) 第四章 都市洪水想定区域等 第三十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間(河川

(認定の通知) 第十三条 都道府県知事等は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。 2 都道府県知事は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設が設置されることとなる市町村の長に通知しなければならない。 3 都道府県知事等は、第十一条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該公共下水道に係る公共下水道管理者に通知しなければならない。 (下水道法の特例) 第十七条 雨水貯留浸透施設整備計画(第十一条第三項に規定する事項が記載されたものに限る。)に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、下水道法第十六条の規定による承認があつたものとみなす。 (日本下水道事業団法の特例) 第十八条 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。	
(新設) 第四章 都市洪水想定区域等 第三十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間(河川	(新設) 第三章 都市洪水想定区域等 第三十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間(河川

6| 前三項の規定は、第一項本文又は第二項の規定による指定の変更に
ついて準用する。

(都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第三十三条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項本文の規定による都市洪水想定区域の指定又は同条第二項の規定による都市浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。第三項において同じ。)において、都市洪水及び都市浸水が相互に影響を及ぼすものであることを考慮して、都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報(以下「洪水等情報」という。)の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

2| 市町村防災会議は、都市洪水想定区域内又は都市浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるように、前項に規定する洪水等情報の伝達方法を定めるものとする。

3| 都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水等情報の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるように努めるものとする。

4| 都市洪水想定区域(当該特定都市河川が水防法第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による指定を受けている場合にあつては、同法第十四条第一項に規定する洪水浸水想

定区域を含む。)内又は都市浸水想定区域(当該特定都市河川流域において同法第十四条の二第一項の規定による指定がされている場合にあつては、当該指定に係る区域を含む。)内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、単独に又は共同して、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

5| 第一項から第三項までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により浸水被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第三項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
（雨水出水浸水想定区域） 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一 第十三条の二第一項の規定に係る排水施設 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 （新設） （新設） （新設）	（雨水出水浸水想定区域） 第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 （新設） （新設） （新設）

改 正 案	現 行
（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置） 第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号 1 雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一 第十三条の二第二項の規定に係る排水施設 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。	（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置） 第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法 二（五）（略） 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 一（略） 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 三（略）	
3（略）	一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法 二（五）（略） 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 一（略） 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 三（略）

○ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一・二（略） 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若し	第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一・二（略） 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若し

くは海城に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一・二（略） 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設 3 3 5（略）	くは海城に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一・二（略） （新設） 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設 3 3 5（略）
--	---

○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（第五条関係）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 公共下水道 第一節 公共下水道の管理等（第三条―第二十五条） 第二節 浸水被害対策区域における特別の措置（第二十五条の二―第二十五条の二十一） 第二章の二 流域下水道（第二十五条の二十二―第二十五条の三十） 第三章 都市下水路（第二十六条―第三十一条） 第四章 雑則（第三十一条の二―第四十四条） 第五章 罰則（第四十五条―第五十一条） 附則 （事業計画に定めるべき事項） 第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 四（略） 五 予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。） 六（略） 2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下「計画降雨」という。）を定めることができる。 3 予定処理区域の全部又は一部について水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 公共下水道 第一節 公共下水道の管理等（第三条―第二十五条） 第二節 浸水被害対策区域における特別の措置（第二十五条の二―第二十五条の九） 第二章の二 流域下水道（第二十五条の十―第二十五条の十八） 第三章 都市下水路（第二十六条―第三十一条） 第四章 雑則（第三十一条の二―第四十四条） 第五章 罰則（第四十五条―第五十一条） 附則 （事業計画に定めるべき事項） 第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 四（略） 五 予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。） 六（略） （新設） （新設）

（傍線の部分は改正部分）

水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。	4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	(事業計画の要件)	第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。	一 (略)	二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の三第二項の技術上の基準に適合していること。	三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場（雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。）の配置及び能力が計画降雨に相応していること。	四 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。	五 七 (略)	(操作規則)	第七条の二 公共下水道管理者は、その管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管（操作を伴うものに限る。）次項において「操作施設」という。）については、国土交通省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。	2 前項の操作規則は、洪水、津波又は高潮の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。	3 前項の規定は、第一項の操作規則の変更について準用する。
	2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	(事業計画の要件)	第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。	一 (略)	二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に適合していること。	(新設)	三 予定処理区域が排水施設及び終末処理場（雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設）の配置及び能力に相応していること。	四 六 (略)	(新設)			

第七条の三 （略）	（特定事業場からの下水の排除の制限）	第十二条の二 （略）	2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものであるものとして政令で定めるもの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の三十において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。	3 六 （略）	（使用制限）	第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第二十五条の二十七第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。	2 （略）	（水防管理団体が行う水防への協力）	第二十三条の二 公共下水道管理者は、水防法第七条第四項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七条第三項に規定する同意をした同法第二条第六項に規定する水防計画（以下「同意水防計画」という。）に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該同意水防計画に基づき水防管理
第七条の二 （略）	（特定事業場からの下水の排除の制限）	第十二条の二 （略）	2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものであるものとして政令で定めるもの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の十八において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。	3 六 （略）	（使用制限）	第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第二十五条の十五第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。	2 （略）	（水防管理団体が行う水防への協力）	第二十三条の二 公共下水道管理者は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第四項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七条第三項に規定する同意をした同法第二条第六項に規定する水防計画（以下「同意水防計画」という。）に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、

団体（同条第二項に規定する水防管理団体をいう。）が行う水防に協力するものとする。

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域（第四条第一項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域）であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害（同項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。）の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第二十五条の十 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第二項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設

当該同意水防計画に基づき水防管理団体（同条第二項に規定する水防管理団体をいう。）が行う水防に協力するものとする。

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（新設）

設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 雨水貯留浸透施設の位置
- 二 雨水貯留浸透施設の規模
- 三 雨水貯留浸透施設の構造及び設備
- 四 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間
- 六 その他国土交通省令で定める事項

3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に係る事項を記載することができ

（認定の基準）

第二十五条の十一 公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上

（新設）

にあること。

（認定の通知）

第二十五条の十二 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

（雨水貯留浸透施設整備計画の変更）

第二十五条の十三 第二十五条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定事業者に対する助言及び指導）

第二十五条の十四 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設定及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

（補助）

第二十五条の十五 国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設定に要する費用の一部を補助することができる。

（公共下水道管理者の承認の特例）

第二十五条の十六 雨水貯留浸透施設整備計画（第二十五条の十三項

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

に規定する事項が記載されたものに限る。）に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、第十六条の規定による承認があつたものとみなす。

（日本下水道事業団法の特例）

第二十五条の十七 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設定、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

（報告の徴収）

第二十五条の十八 公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設定及び管理の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第二十五条の十九 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設定及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）

第二十五条の二十 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設定及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二十五条の二十一 公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第二十五条の十二の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。 第二十五条の二十二・第二十五条の二十三 (略) (事業計画に定めるべき事項) 第二十五条の二十四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 〇三 (略) 四 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。） 五 (略) 2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、計画降雨を定めることができる。 3 流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。 4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 (事業計画の要件) 第二十五条の二十五 第二十五条の二十三第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。 一 (略) 二 流域下水道の構造が第二十五条の三十において準用する第七条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第	(新設) 第二十五条の十・第二十五条の十一 (略) (事業計画に定めるべき事項) 第二十五条の十二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 〇三 (略) 四 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。） 五 (略) (新設) 2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 (事業計画の要件) 第二十五条の十三 第二十五条の十一第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。 一 (略) 二 流域下水道の構造が第二十五条の十八において準用する第七条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第
---	---

第二十五条の三十において準用する第七条の三第二項の技術上の基準に適合していること。 三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場（雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。）の配置及び能力が計画降雨に相応していること。 四 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。 五・六 (略) 第二十五条の二十六・第二十五条の二十七 (略) (原因調査の要請等) 第二十五条の二十八 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の三十において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。 2 (略) 第二十五条の二十九・第二十五条の三十 (略) (準用規定) 第三十一条 第七条の二、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。	第二十五条の十四・第二十五条の十五 (略) (原因調査の要請等) 第二十五条の十六 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十八において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。 2 (略) 第二十五条の十七・第二十五条の十八 (略) (準用規定) 第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。
--	--

(市町村の負担金) 第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の二十二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。 2 (略) (改善命令等) 第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第十二条の二第三項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、		(市町村の負担金) 第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。 2 (略) (改善命令等) 第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第十二条の二第三項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、	
---	--	---	--

又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 二・三 (略) 2 6 (略) (特別区に関する読替) 第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定（第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。）中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。 2 (略) 第四十五条 第十二条の五（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。 二 第十二条の九第二項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。 2 (略)		又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 二・三 (略) 2 6 (略) (特別区に関する読替) 第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定（第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。）中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。 2 (略) 第四十五条 第十二条の五（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者 二 第十二条の九第二項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者 2 (略)	
--	--	---	--

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第十二条の六第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。 三 第十二条の十二（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。 四 第十三条第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 五 第二十五条の十八又は第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する	第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第十二条の六第一項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 三 第十二条の十二（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者 四 第十三条第一項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 五 第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する
---	---

。	。
---	---

改正案	現行
（業務の範囲） 第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇四（略） 五 災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。 六〇十一（略） 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。 一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務 二 下水道法第二十五条の十七に規定する業務 三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条に規定する業務 3・4（略） （下水道法第二十二条等の適用除外） 第二十七条 下水道法第二十二條（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者（同法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は流域下水道管	（業務の範囲） 第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇四（略） 五 災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。 六〇十一（略） 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務を行う。 （新設） （新設） （新設） 3・4（略） （下水道法第二十二条等の適用除外） 第二十七条 下水道法第二十二條（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者（同法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は流域下水道管

改正案	現行
（業務の範囲） 第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇四（略） 五 災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。 六〇十一（略） 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。 一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務 二 下水道法第二十五条の十七に規定する業務 三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条に規定する業務 3・4（略） （下水道法第二十二条等の適用除外） 第二十七条 下水道法第二十二條（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。 2 下水道法第二十二條第二項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。 （特定下水道工事の代行） 第三十条 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者（下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第三十六条において同じ。）である地方公共団体（以下「下水道管理団体」という。）から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第二十六条第一項第二号イ若しくはロに掲げる管渠（次条及び第三十三条において「特定下水道」という。）の建設に関する工事（以下「特定下水道工事」という。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事当該下水道管理団体に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、これを行うことができる。 2〇5（略） （事業団の意見の聴取） 第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の二十三第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければなら	（業務の範囲） 第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇四（略） 五 災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。 六〇十一（略） 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務を行う。 （新設） （新設） （新設） 3・4（略） （下水道法第二十二条等の適用除外） 第二十七条 下水道法第二十二條（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者（同法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は流域下水道管

らない。

ない。